

各 位

会 社 名 株式会社 J I M O S
代 表 者 名 代表取締役社長 小村 富士夫
(J A S D A Q ・ コード 3 3 1 0)
問 い 合 せ 先 取締役副社長 細田 洋平
電 話 番 号 0 3 - 5 7 8 3 - 7 3 4 4 (経 営 企 画 室)

定款の一部変更に関するお知らせ

平成 18 年 8 月 25 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 9 月 28 日開催予定の第 8 期定時株主総会において付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という)が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」及び「整備法」に基づき、ならびに平成 18 年 6 月 30 日に開催された臨時株主総会にて承認可決いただきました経営統合のための株式交換における完全親会社である株式会社サイバードとの経営統合に備え、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 必要が生じた場合に、機動的に取締役会の決議を行えるようにするため、書面または電磁的方法による取締役会の決議を可能にしようとするものであります。(変更案第 23 条)
- (2) 株式会社サイバードとの経営統合に備えるとともに、企業経営の環境変化に機動的に対応し、迅速且つ的確に意思決定を行うことを目的に、取締役の任期を 1 年に短縮しようとするものであります。(変更案第 18 条)
- (3) 株式会社サイバードとの経営統合に備え、事業年度の変更を行うものであります。(変更案第 35 条)
- (4) 「整備法」に定める経過措置の規定により、平成 18 年 5 月 1 日付で、当社株主にかかる株券を発行する旨、株主名簿管理人を置く旨、当社の機関として、取締役会・監査役・監査役会及び会計監査人を置く旨、定款に定めがあるものとみなされるこ

とに伴い、その旨を明記しようとするものであります。(変更案第4条)

- (5) その他、会社法が施行されたことに伴い、規定の新設及び削除に伴う条数の変更及び条文の整理、ならびに定款全般にわたり条数の表示及び字句の修正を行うとともに、旧商法上の用語及び引用条文を使用した部分につき、会社法で使用されている用語及び引用条文に変更し、併せて一部表現の変更、字句の修正、不要となった条項の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

別紙ご参照

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 18 年 9 月 28 日

定款変更の効力発生日予定日 平成 18 年 9 月 28 日

以 上

【別紙】

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 (省略)</p> <p>(目 的) 第2条 (省略)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する。</p> <p>(発行する株式の総数) 第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、220,000株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p>	<p>(商 号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目 的) 第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地) 第3条 (現行どおり)</p> <p><u>(機関)</u> 第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1 <u>取締役会</u> 2 <u>監査役</u> 3 <u>監査役会</u> 4 <u>会計監査人</u></p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告は、<u>官報</u>に掲載する。</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、220,000株とする。</p> <p><u>(株券の発行)</u> 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(削 除)</p>

<p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式及び端株につき<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>端株原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第8条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、株券の交付、株券喪失登録及び端株の買取りその他株式及び端株に関する請求、届出、申出の手続き及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主名簿を含む。以下同じ。）をもって、その期の定時株主総会において株主の権利を行使できる株主とする。なお、毎決算期の翌日から定時株主総会までに発行された株式（新株予約権の行使によるものを含む。）については、<u>当社はあらかじめその旨を公告することで、当該株式発行日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>

2 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者、若しくは同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主、登録質権者又は端株主とする。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎年9月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(新設)

(招集者及び議長)

第11条 株主総会は、社長が招集し、議長となる。
2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第12条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

第3章 株主総会

(招集時期)

第10条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日の翌日から3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第11条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第12条 株主総会は、代表取締役のいずれかがこれを招集し、議長となる。
2 代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(議決権の代理行使)

第13条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を

<p>2 <u>商法第343条の規定によるべき株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p><u>(議事録)</u></p> <p><u>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p><u>2 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は<u>9名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、就任後<u>2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第18条 (省略)</p> <p>(代表取締役)</p>	<p>もって決する。</p> <p>2 <u>会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第15条 当社の取締役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役の<u>選任決議</u>は、株主総会において<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役)</p>
---	--

<p>第19条 <u>社長は、当社を代表する。</u></p> <p>2 <u>前項のほか、必要に応じ、取締役会の決議により、当社を代表すべき取締役を選任することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第20条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 (省略)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第22条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 <u>取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>2 <u>取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第24条 (省 略)</p> <p>(報酬及び退職慰労金)</p> <p>第25条 <u>取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>第19条 <u>当社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(取締役会の招集及び議長)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第22条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第24条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益 (以下、「報酬等」という。) は、株主総会の決議によってこれを定める。</u></p>
---	--

<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第26条 当社は<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第27条 (省略)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第28条 当社の監査役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第30条 <u>監査役は、互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会を開く</u>ことがで</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 当社の監査役の<u>選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで<u>監査役会を開催する</u>ことがで</p>
---	--

<p>きる。</p> <p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第32条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。</u></p> <p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第33条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 (省略)</p> <p><u>(報酬及び退職慰労金)</u></p> <p>第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第36条 当社は、<u>商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第37条 当社の<u>営業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとし、各営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(利益配当)</u></p> <p>第38条 利益配当金は、<u>毎決算期の最終の株主名簿</u></p>	<p>きる。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>(監査役会規定)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第32条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議によつてこれを定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第33条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によつて免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の<u>事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第35条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
---	---

<p><u>に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対し支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議により、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録質権者及び毎年12月31日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して、中間配当を行うことができる。</p> <p>(除斥期間)</p> <p>第40条 <u>利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 37 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>附 則</p> <p>第 34 条 (事業年度)の規定にかかわらず、平成18年7月1日から始まる第9期事業年度は、平成19年3月31日までの9ヶ月間とする。</p>
---	--

以 上